

情報提供

那医発第 453 号
令和 8 年 9 月 28 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

常任理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「産業保健関係の通知について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 1004 号

令 和 8 年 9 月 25 日

地区医師会産業保健担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 玉城 研太郎

（公印省略）

産業保健関係の通知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より産業保健関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、令和 9 年 10 月 1 日より適用される労働安全衛生規則第 577 条の第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物として、新たにアジ化水素 48 物質の追加および当該物質に係る具体的な測定方法が追加されたことをお知らせするものです。
- ② については、中小企業を担当する産業医が、従業員の健康状態や目的に応じて適切な運動指導を行うための参考として、職種の特徴を 4 つに分類した資料についてお知らせするものです。
- ③ については、令和 6 年 4 月 1 日からの労働安全衛生法における新たな化学物質管理規制における業種別・作業別の化学物質管理マニュアル及びその解説テキストが公表されたことをお知らせするものです。
- ④ については、働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」のリーフレットおよび令和 8 年 10 月 13 日(火)「職場のメンタルヘルスシンポジウム」の開催についてお知らせするものです。なお、Zoom 参加は先着 500 名までの事前予約制とのことです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送年月日	文書名
①	日医発第 1136 号 (健 I)	R8.9.8	「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について
③	日医発第 1140 号 (健 I)	R8.9.8	「産業医のための運動指導ガイドー中小企業向け実践資料ー」の周知について
②	日医発第 1144 号 (健 I)	R8.9.8	業種別・作業別の化学物質管理マニュアル等の周知について
④	日医発第 1139 号 (健 I)	R8.9.10	働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」事業に関する広報について

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：吉田

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp